

米中関係の変容 米中間の人流データ分析から

The Changing Dynamics of US-China Relations: Analysing Trends in Human Mobility through Quantitative Analysis

手塚 沙織

南山大学

日本安全保障貿易学会

2025/3/16

※ 本報告は、日本学術振興会助成事業若手研究「技術覇権国アメリカのジレンマ:高度外国人材の受入の維持・拡大と技術移転の規制」(研究課題番号 21K13237)の成果の一部である。

※ 複製・引用はお控えください

本報告の内容

1. はじめに 問題提起
2. 課題
3. 検証
4. 結果
5. おわりに 今後の課題

1. 問題提起

- サプライチェーンの再構築

→フレンドショアリング、ニアショアリング

＝モノの流れを分野別に緩急をつけながら供給網の再構築

課題:モノの流れのサプライチェーンの再構築と同じく、人の流れも再構築されているのか。具体的に、どういった政策がどれほどの効果を上げているのか。(そこから読み取れる連邦政府の意図は何か。)

人の動きの管理

- ① 外国人に対する米本土へのアクセスの規制 (ビザ発給): 移民法
– Department of Homeland Security, Department of State
- ② 米市民と米永住権保有者の他国での就労の規制: 輸出規制

移民政策をめぐる権限

- 立案は議会
- 運用は大統領府

法律を変えることはできないが、行政命令で運用の変更は可

→一定程度、柔軟な対応が可能

大統領、政権内の考え方や方針が表れる

ビザ発給の特徴

- ビザ発給数は需給の結果。需要(外国人の渡米)と供給(アメリカ政府)
- 発給者の国籍別に最多上位のビザの種類の違いが顕著。

例:インド出身者にはHビザ(高度外国人材として)

日本出身者にはEビザ

- 発給者の国籍別に取得するビザの傾向を見ると、アメリカとの関係、①こういった分野での人流の繋がりが強いのか(経済的構造に基づいた人流の深化の度合い)、②こういった属性の人間がアメリカへと渡航しているのか(送出国の人的資本の流出具合)、この二点がわかる。
- 発給数の増減は国家間の人流の一つの指標である。発給数は需給の双方の要因に影響されるが、最大の要因の一つとして、供給者側アメリカの政策変更がある。つまり、**供給主導(supply-driven)**。

中国出身者の取得ビザ 過去最多別上位ビザ

- Bビザ(ビジネス・観光短期ビザ)
- Fビザ(留学ビザ)
- Hビザ(就労ビザ)
- Oビザ(卓越した能力を有する人物に対するビザ)

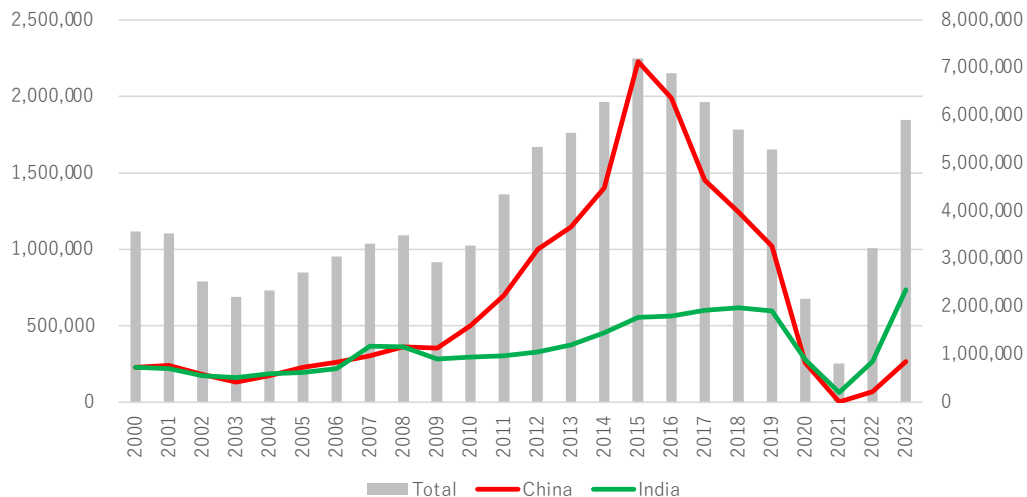
→ビザは発給者(外国人)の行動を規定するもの

事前に活動予定が把握できる

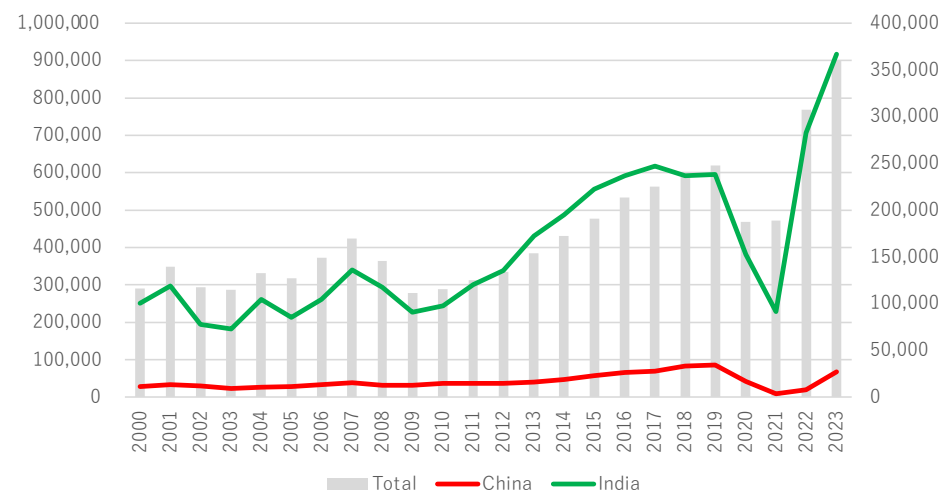
その内容次第ではビザ発給を却下する

＝アメリカ側がどういった発給予定者の属性を警戒しているのかが読み取れる、どういった属性であれば受け入れても良いか

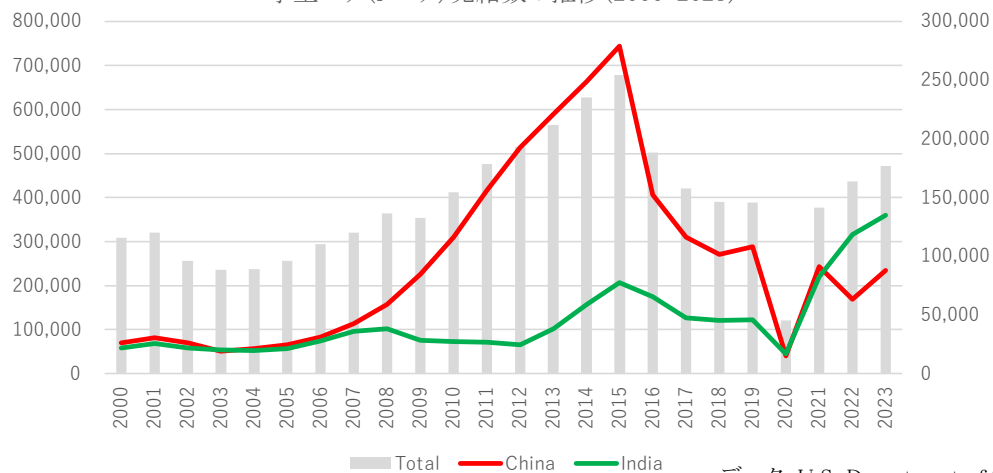
ビジネス・観光の短期訪問ビザ(B-1,2ビザ) 発給数の推移(2000-2023)



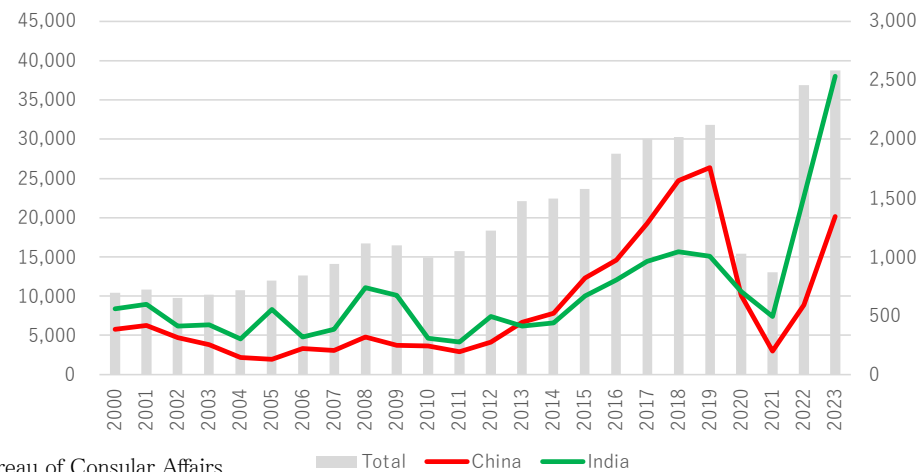
一時就労ビザ(Hビザ) 発給数の推移(2000-2023)



学生ビザ(Fビザ) 発給数の推移(2000-2023)

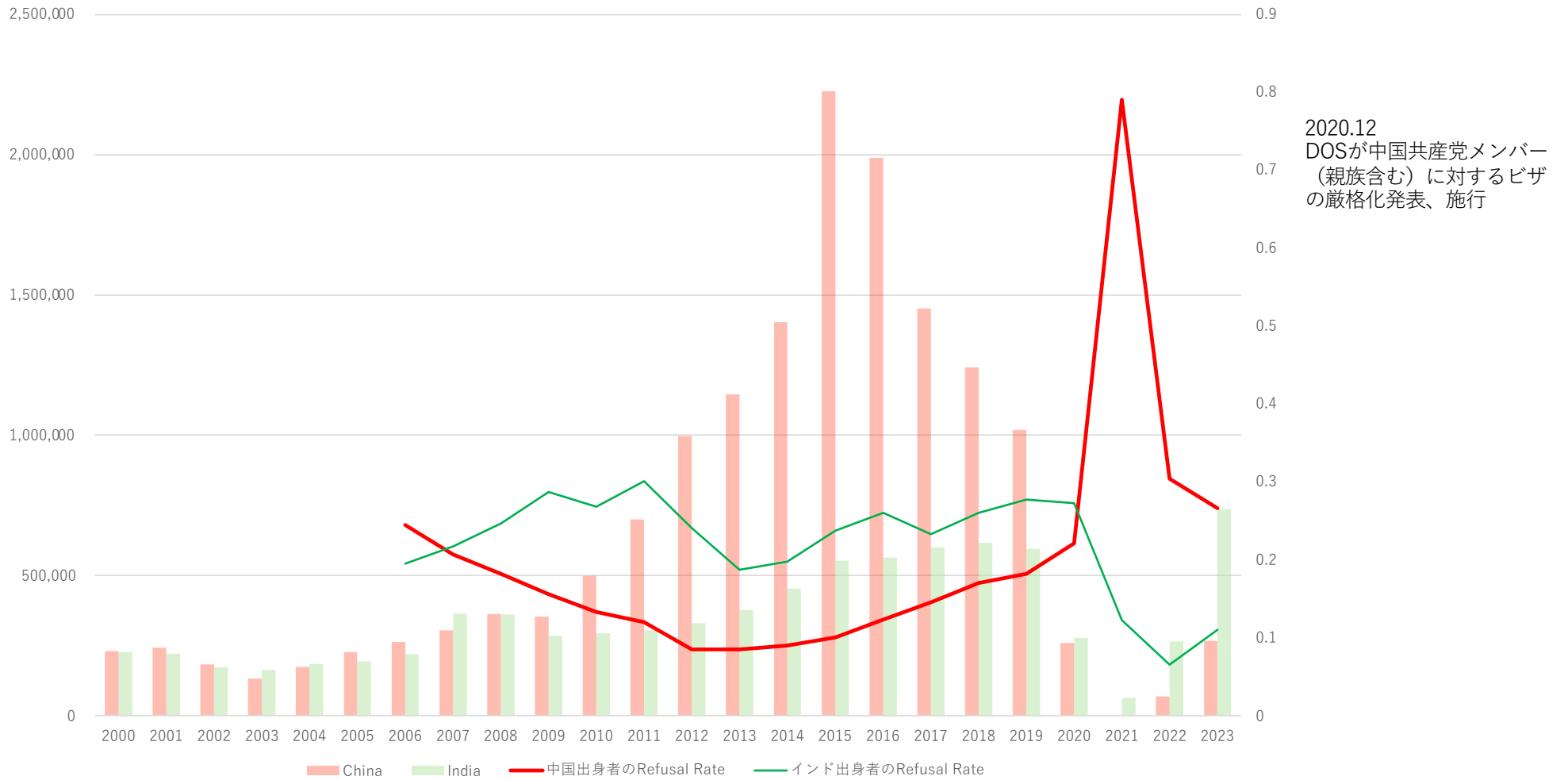


卓越した能力を有する人物に対するビザ(Oビザ)の発給数の推移(2000-2023)



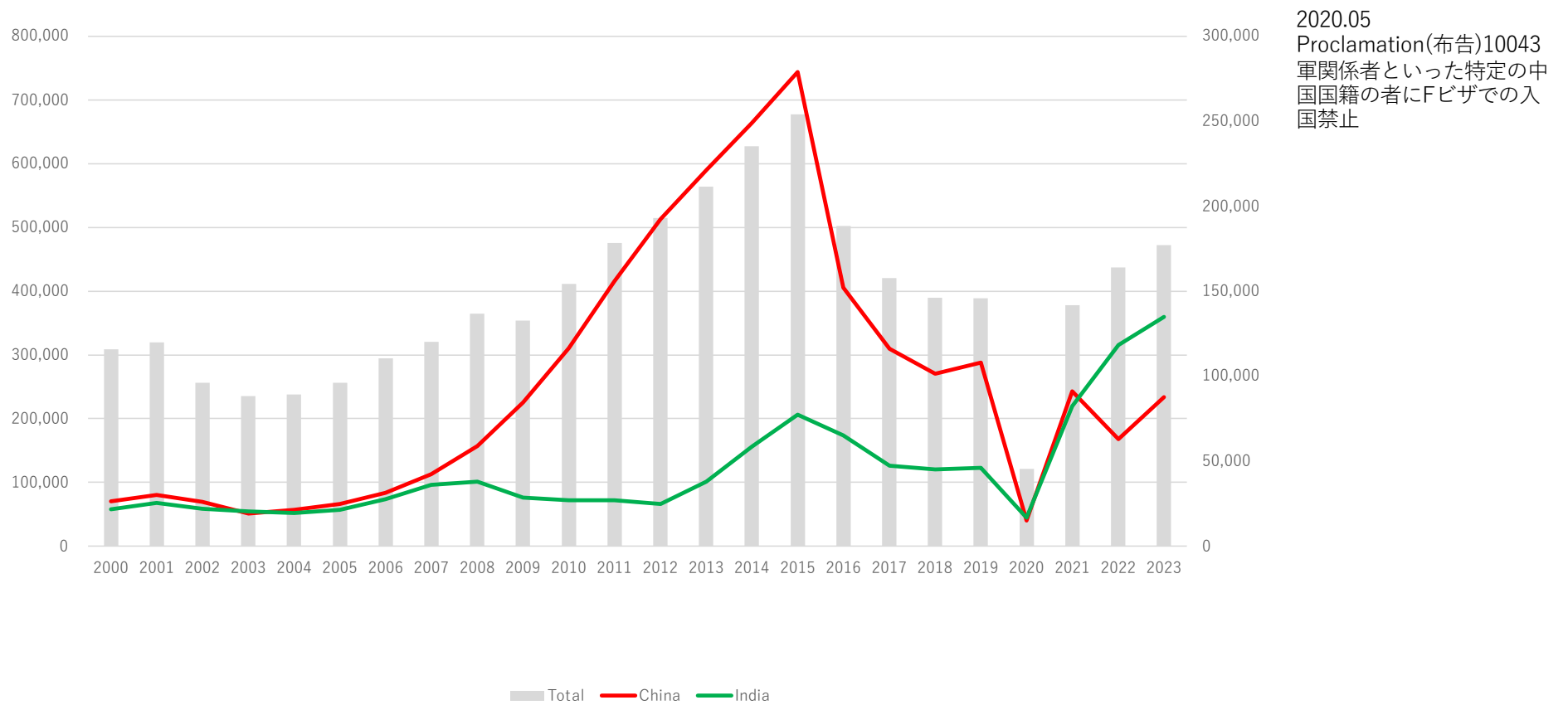
データ: U.S. Department of State, Bureau of Consular Affairs

ビジネス・観光の短期訪問ビザ（B-1,2ビザ）発給数と却下率の推移



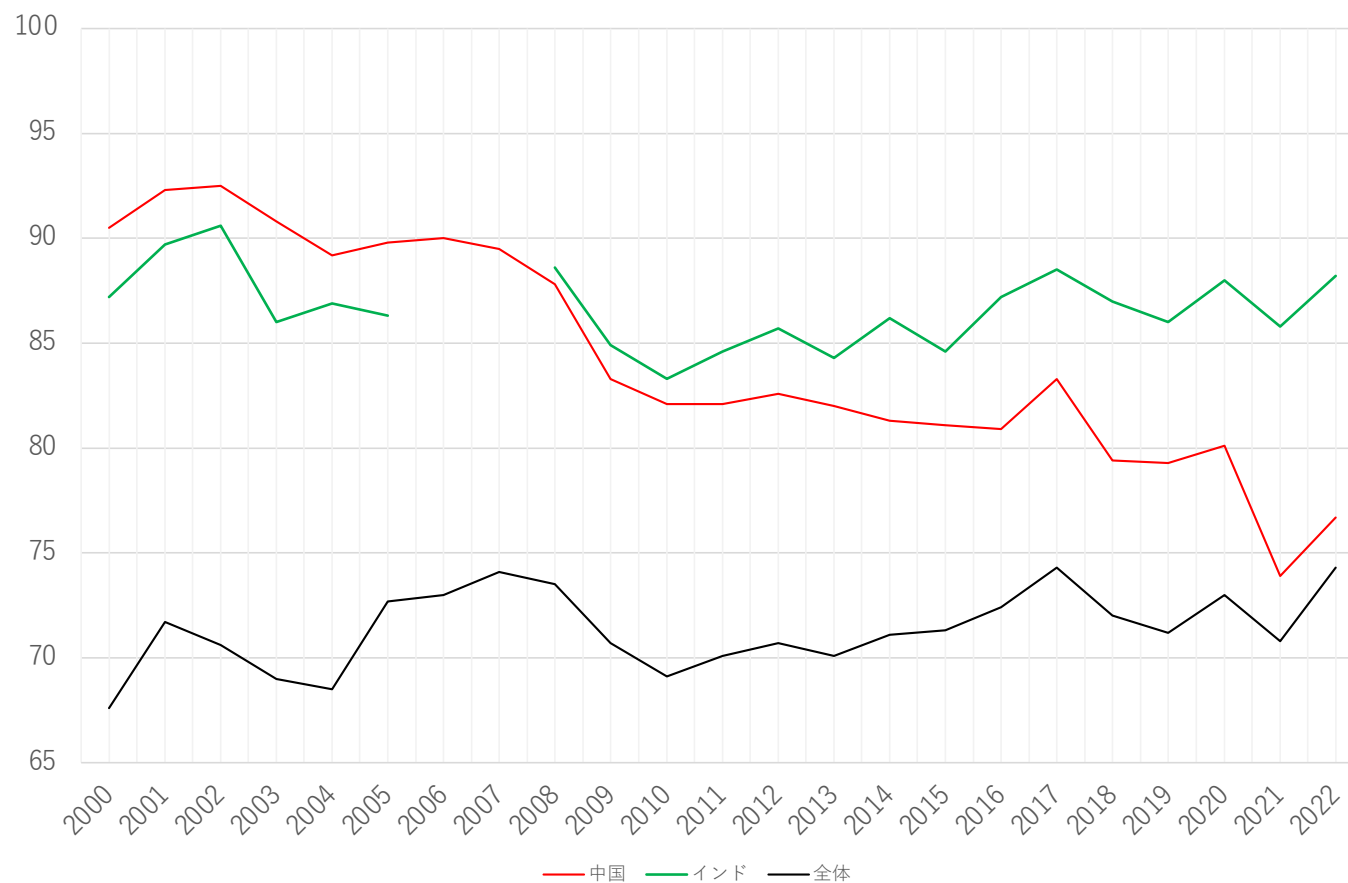
データ: U.S. Department of State, Bureau of Consular Affairs

学生ビザ(Fビザ) 発給数の推移(2000-2023)



データ: U.S. Department of State, Bureau of Consular Affairs

博士号取得後に米国に滞在する予定の一時滞在ビザを保有する
博士号取得者の割合（国別）



出典: 2000-2005年度分はNSF, NIH, USED, NEH, USDA, and NASA by NORC, Survey of Earned Doctorates, 2008-2022年度はNSF, Survey of Earned Doctorates 各年データより筆者作成

分析結果

①中国出身者に対するビジネス・観光の短期訪問ビザの発給数は2014年をピークにし、2015年から2021年までは全体的に減少傾向へ。

中印へのビザ発給数の増減率を比較すると、ビザ発給の減少は、9.11、リーマン、コロナでほぼ足並みが揃っているが、トランプ政権(2017-2020)では中国出身者へのビジネス・観光の短期訪問ビザ発給数の減少率が高い。

→中国出身者の最多発給ビザにて中国出身者の発給ビザを減らす

② コロナの影響はあるが、インドの戻りと中国の戻りを比較すると、コロナだけの影響ではない。

中国の複合的な政策から、アメリカの対中姿勢は懸念から脅威へ(人の移動の観点から)
人の移動に伴う技術流出の懸念、危機感が浸透へ

中国	アメリカ 対象者の明確化（国籍）と拡大化
	2002年～ 最近、中国の2つの権威ある雑誌が、 <u>海外の技術を移転するために海外の中国人科学者の利用を増やすことを推奨した</u> 」（Office of the Secretary of Defense, 2002）
2008年 千人計画	
2010年 国防動員法 いかなる組織および個人も、法による民生用資源の徴用を受任する義務を有する	2009年の中国共産党によるEspionageを挙げている (Office of the Secretary of Defense, 2010)
	2011年 Wolf Amendment 中国国籍保持者のNASA施設の立ち入り禁止 →連邦議会から分野を限定した形で、中国国籍者の排除を整備した法案の可決
2015年7月 国家安全法 第77条 いかなる組織や国民も下記の国家安全の義務を果たさなければならない。（5）国家安全機関、公安機関、軍事期間に必要な協力と支持を行うこと。	→「米国司法省が発表した、米国の主要な輸出取締り、経済スパイ、制裁関連の刑事事件の概要によると、 2015年以降 の複数の米国の刑事起訴は、PRCの国民、PRCから帰化した米国市民または永住外国人、米国市民が、規制対象品目を調達し、中国に輸出していることを含む」（Office of the Secretary of Defense, 2020）
	2016年 オバマ政権から弾薬、核工学、衛星テクノロジー分野における企業支援の防衛研究に <u>外国人学生</u> が関わるのを禁じる規定の提案
2017年6月 国家情報法 第7条 いかなる組織や公民も、法により情報業務に協力しなければならず、知り得た国家情報業務の秘密を保持しなければならない。	
	2018年2月 上院インテリジェンス審議会 FBI長官による <u>中国人留学生</u> に関する発言

アメリカ政治の文脈にて量的分析結果の解釈

- 中国出身者の最多取得上位のビザの厳格化は効果を挙げている。

アメリカ側のビザの厳格化(供給を絞る)により、それ以降に中国出身者の申請が減少(需要減)。

- 対中強硬路線は、特定のビザ発給数の推移から顕著。

アメリカ側の厳格化するビザの種類が広範化

アメリカ→中国の高度人材の規制

2022年10月7日

商務省による中国の半導体企業で就労する米市民と永住権保持者に対する規制。

→中国領土にいる米市民(帰化した海外生まれ)

中国国籍保有の米永住権保有者

米中間の人の動きの管理

① 外国人に対する米本土へのアクセスの規制(ビザ発給):移民法

– Department of Homeland Security, Department of State

② 米市民と米永住権保有者の中国本土での就労の規制:輸出規制

– Bureau of Industry and Security

→米市民と米永住権保有者の頭脳流出(海外流出)に対する抑止力？

渡航の規制は憲法違反にならないが(海外渡航の自由は憲法で保障されていない)。しかも、永住権保有者には、実質的に規制は不可能か？

→米英の技術覇権争いの時と同様。

②は、イギリスが自国民の科学技術者の渡航を禁止。

昨今、韓国や台湾は技術者に対して渡航規制(提案)